



# 松下賢一郎 議会レポート

発行責任者  
藤沢市議会議員  
松下賢一郎  
TEL 0466-34-4570  
matusita@tbb.t-com.ne.jp

## 「中学校給食」の早期実現に向けて！



平成22年9月定例議会における松下賢一郎の一般質問において、「中学校給食の実施の是非について検討する」という方針が示され、その際、実施の是非も含め検討する為にも「中学校給食検討委員会」を設置して早急に検討するよう要望しました。

これを受け、平成23年7月に「藤沢市中学校給食検討委員会」が設置され、都合10回にわたる会議を開催しながら、他市の中学校給食実施状況の視察や、児童・生徒・保護者・教師に対するアンケート調査を実施するなど、中学校給食のあり方について検討してきました。そこで、2年にわたる検討委員会として調査結果と考え方について報告されました。

**【アンケート調査について】** 小学校16校の6年生1クラス（523人）と、中学校18校2年生1クラス（625人）と対象となった児童生徒の保護者と中学校の担任教師等2,099人から回答を得ています。

調査の結果からは、「小学校と同様の学校給食を希望する割合は全体の47%」で、「学校給食やデリバリー方式による給食など中学校において何らかの給食を希望する割合は全体の78%」となっています。

**【給食の実施方法について】** 『単独校方式（小学校と同じ給食実施）』では、調理場の建設等、初期投資が最も高額となり、校内に建設用地を確保できない学校があることや、配膳等に時間がかかり、日課表に与える影

響が大きいなどの課題があり、また、施設建設面から全校実施まで長期間を要することになります。

『センター方式』は、建設用地の確保と学校の配膳室の工事が必要になりますし、単独校方式と同様に日課表の問題も有ります。

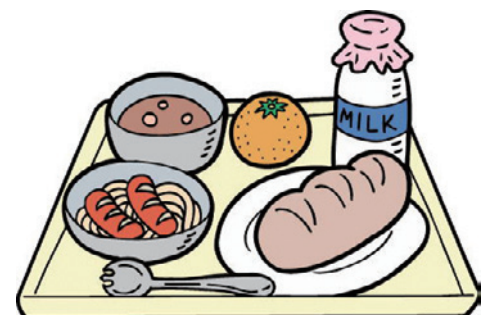
そして『デリバリー方式』は、調理場の建設が不要なため大きな財政負担が無く、全校実施までにそれほど時間がかからないため単独校方式やセンター方式のような課題は無いものの、調理から喫食まで他の方式に比べて時間がかかることや、「学校給食衛生管理基準」を満たす業者の確保ができるかなどの課題があるとしています。

**【検討委員会の報告】** 実施方法については、それぞれについてメリット、デメリットがあることから、検討委員会として一つの方式に絞り込む報告はなされませんでした。しかしながら、アンケート結果には、「自宅からの弁当持参と弁当持参かデリバリー方式の給食を選択する方法を合わせると54.2%」という結果も踏まえて考えていく必要があるとしています。

**【報告を受けた教育委員会の方針】** 平成25年度は、中学校給食の実施に向けて、より具体的な実施方法の検討と課題の整理等を進め、平成26年度からの一部試行に向けて検討していきたいとしています。

**【早期実現に向けて】** 一定の方針が示され、実施に向けて少し前進したようにもとれますが、あまりにも検討に時間を要しすぎていると思います。

実施方法については、最も経費がかからず、全校実施もそれほど時間がかからず実施できる「デリバリー方式」が適しており、アンケート調査結果からも、「自宅からの弁当持参かデリバリー方式の給食を選択する方法を希望する」声が過半数を超えていることから、自宅からの弁当持参とデリバリー方式給食を選択する方式に絞って、対応可能な業者の選定等、試行的な実施も早めるべきだと思います。



## 議会改革に向けて「藤沢市議会基本条例」を制定



現在、地方議会や市議会議員のあり方に対し、さまざまな問題提起がなされています。具体的には、「行政を監視する機能を十分に果たしていない」「議員の仕事ぶりが見えにくい」などの声が聞こえてきます。

また、地方自治体の自己決定権や責任の範囲が拡大する中、その果たすべき役割や責任は益々大きくなっており、市議会議員には市民の意思を的確に捉えながら市政に反映させることが求められています。

藤沢市議会では、こうした状況を踏まえ、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を進め、市民からの負託に応えられるよう「藤沢市議会基本条例」の制定に向け取り組んできました。「議会基本条例」案の策定に向けては、「議会改革検討会（松下座長）」が設置され、これまで延べ14回にわたり協議を重ね、精力的に検討を行ってきました。

併せてこの間、「市議会に関するアンケート調査」の実施（3000人無作為抽出：回答750人）をはじめ、「市民の声を聴く会」の開催（市内4会場で開催：合計128人の参加）、また、条例素案作成後にはパブリック・コメントを実施（意見総数38件）するなど、市民の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、十分な議論を行った結果、条例案として2月定例会に提出し、全会一致で「藤沢市議会基本条例」が成立しました。

本条例は、前文及び9章23条で構成されており、議会の最高規範として位置づけています。条例で規定された主な取組としては、「議員間の自由討議」「議会報告会の開催」「請願・陳情提出者の意見陳述」等があげられますが、いずれにしても今後の実行力が問われてきますので、引き続き議会改革検討会を中心として、議会基本条例の実効性を検証していきます。

### ○『条例の特徴（新たな取り組み等）』

**【議員間の自由討議】** 議会は、議員による討議を中心に議論する言論の場であることを強く認識し、議会の審議及び審査の過程において、意見の違いや合意形成に向けて議員間討議の実施を規定しています。

**【議会報告会】** 議会の審議状況など議会活動に関する報告や市政に関する報告のほか、市政全般にわたる市民との意見交換の場として、議会報告会を開催します。

**【請願・陳情提出者による意見陳述】** 議会に提出される請願、陳情については、市民等からの政策提案と位置づけ、審査される委員会において、提出者による意見陳述の場を設けます。

## 辻堂上村交差点付近の歩道が拡幅されます



辻堂駅から湘南モールフィルにかけての歩道については、自転車と歩行者を分離する形で歩道幅が拡幅されましたが、未だにソニー前の歩道部分だけが急激に歩道幅が狭いことから、歩行者と自

転車が安心して通行できるよう、歩道の幅を広げるよう市に働きかけてきました。

これに対し市は、上村踏切の南側（松下電器跡地）と北側（湘南モールフィル方面）を結ぶ道路「（仮称）南北線」の開通と併せて取り組む方針でしたが、道路の開通までには、まだ6年ほどかかることから、早急な取組が必要と認識し、これまで交差点を管理する警察との協議を終え、今後は地権者であるソニー株式会社との協議調整を進め、平成25年度中に歩道の拡幅が実施されることが確認されました。



### 松下賢一郎プロフィール <http://www.k-matusita.com>

- 1958年生まれ 54才・鎌倉学園高校卒・神奈川大学卒
- 平成11年藤沢市議会議員初当選（現4期）
- 藤沢市議会副議長（現在）・議会改革検討会座長（現在）

#### 【QRコード】

松下賢一郎の情報はスマートフォンからもご覧頂けます。

